

令和3年度漁場環境改善推進事業のうち 絶滅のおそれのある海洋生物の希少性評価事業 実績報告書（概要）

受託者：国立研究開発法人 水産研究・教育機構

1. 事業の目的

令和6年度公表予定としている我が国の絶滅のおそれのある野生生物のレッドリストの次期リストの作成に向け、水産庁が資源評価を行っている種及び多くの知見を有する種（以下「水産庁評価対象種」という。）について評価を行うことを目的とする。

2. 事業実施期間

令和3年4月1日より令和4年3月15日

3. 事業の成果

（1）希少性評価体制等の構築

水産庁評価対象種について、その希少性の評価及び評価を行うための調査等の体制を検討し、構築するために、事業推進部会及び各種作業部会（希少性評価作業部会、魚類評価作業部会、海産ほ乳類評価作業部会、無脊椎・軟体動物評価作業部会）を設置し、事業を円滑に実施できるよう、事業推進会議を2回（令和3年5月26日、令和4年2月24日）、さらに各種作業部会を開催した。

評価手法の構築及び確立については、まず環境省が作成・公表した「レッドリスト作成の手引」及び平成25年3月に「生物多様性に配慮した漁業推進事業」によって「海洋生物の希少性評価検討会」が作成した「海洋生物の希少性評価における評価基準の適用の手引」を活用し、「海洋生物（水産庁評価対象種等）の希少性評価マニュアル」（以下、RL評価マニュアル）及びRL評価マニュアルに沿って、希少性評価を効率的かつ統一的に実施するための報告書（「RL評価-チェックシートと書き方」（以下、チェックシート）案を作成した。

本事業における希少性評価手法として、基準E（数量解析による絶滅の可能性）を適用できる場合には基準Eを適用し、適用できない場合には基準A（個体数の減少）及び定性基準を適用しRL評価を実施することとし、絶滅確率や絶滅をもたらす漁獲率などを計算できる個体群存続可能性解析（Population Viability Analysis: PVA）プログラムを構築するとともに、この解析プログラムのガイドラインとして「水産資源の絶滅確率評価手法について」を作成した。

（２）希少性評価に関する調査

水産庁評価対象種については、令和２年12月に施行された「漁業法等の一部を改正する等の法律」に基づいて、同年９月に公表された「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」には資源評価対象魚種を拡大する旨が掲げられていることから、本調査ではこの資源評価対象魚種の拡大を考慮したRL評価マニュアル及びチェックシート案を作成した。

また、（３）希少性の評価のため、評価対象種の鯨類のデータ収集を行った。

（３）希少性の評価

（１）希少性評価体制等の構築で実施し作成した、RL評価マニュアル及びチェックシート案を活用し、鯨類５種の評価案の作成を行った。

令和４年４月24日に外部の有識者で構成される外部委員会を開催し、RL評価手法及びRL評価結果の妥当性の検討を行った。